



2022年11月24日

各位

会社名 株式会社プラスアルファ・コンサルティング  
代表者名 代表取締役社長 三室克哉  
(コード番号：4071 東証グロース)  
問合せ先 取締役 コーポレート部門担当 野口祥吾  
(TEL. 03-6432-0427)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月24日開催の取締役会において、2022年12月16日開催予定の定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日  
2022年12月16日（予定）

### 3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第50条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>

以上